

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部刑事課

刑事企画指導官 黒石

03-3591-6361（内線 5402）

03-3591-7946（直通）

平成18年2月22日

海上保安庁

平成17年の海上犯罪取締り状況（確定値）

<<平成17年の海上犯罪取締り状況のポイント>>

減少傾向の続いていた送致件数が6,256件（前年4,861件）と増加

平成17年の捜査活動の特色は、「捜査の国際化」、「機動力を活かした捜査」、「捜査における科学技術の活用」

この度、「平成17年の海上犯罪取締り状況（確定値）」をまとめましたのでお知らせ致します。

昨年における海上犯罪の取締り状況については、昨年の12月28日に「平成17年における海上保安庁の捜査活動の概要」を公表しているところですが、その後詳細集計が完了しましたので、解説も添え確定値として発表します。

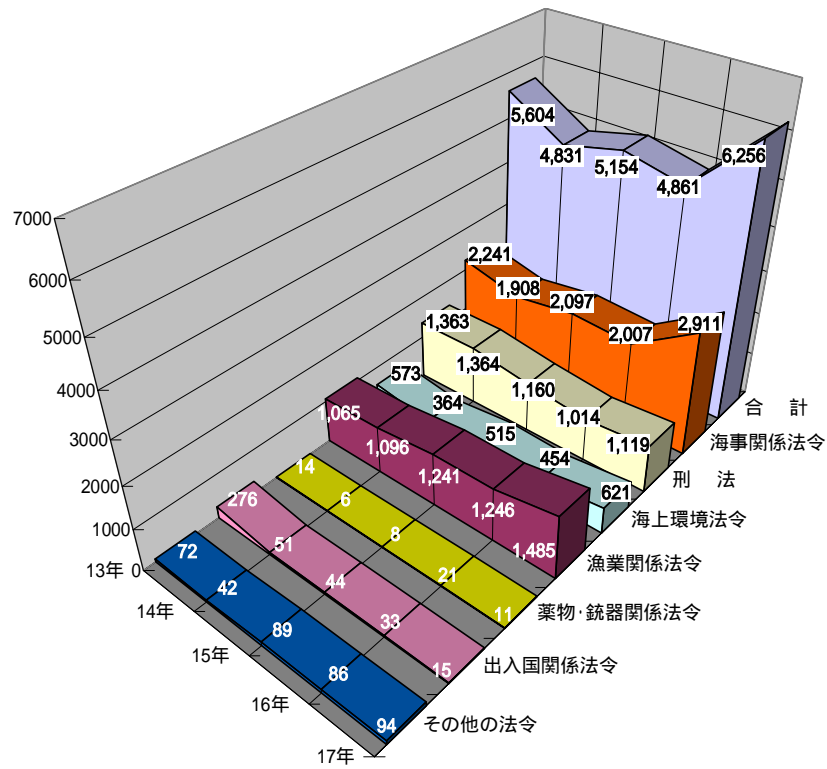
近年、海上犯罪の悪質巧妙化、潜在化、組織化、更には国際化を受けて、治安水準の一指標である送致件数も減少傾向にありました。

このため、海上保安庁では、訓練研修等により犯罪の糸口を探知する能力の強化等を図ったほか、国内外の関係機関との連携・協力の推進や海上保安試験研究センターを中心とした科学捜査力の積極的な活用が相まって、平成17年における海上犯罪の送致件数は6,256件（前年4,861件）と増加し、一定の成果を挙げることができました。（主な内訳は頁2別図参照）

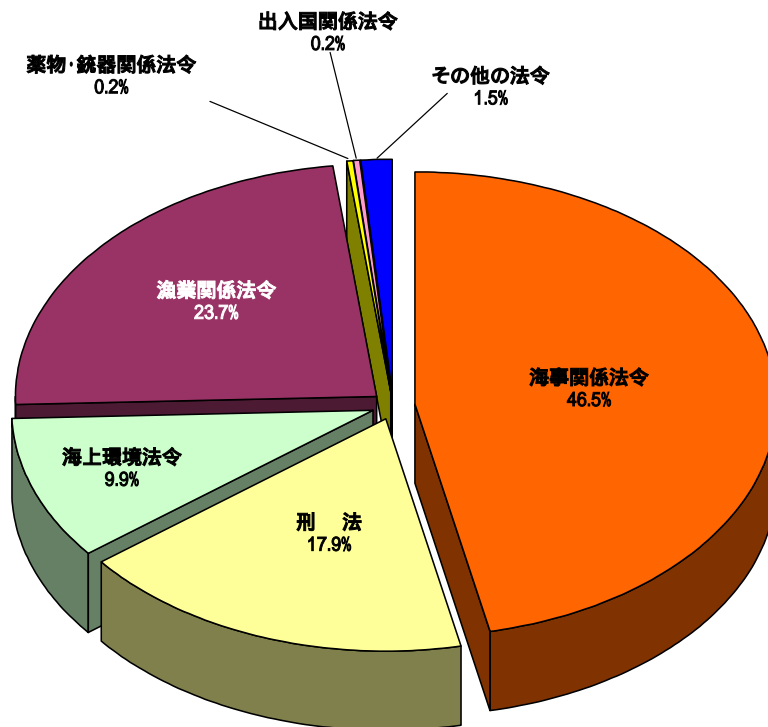
同年の捜査活動の特色としては、「捜査の国際化」、「機動力を活かした捜査」、「捜査における科学技術の活用」が挙げられ、正に海上保安庁の特色を十分駆使して海上犯罪に対処した一年となりました。

海上における各種犯罪の発生状況は引き続き予断を許さない状況にあり、また送致件数が増加したとは言え、10年前の約7割の水準にとどまっていることから、海上保安庁では、現有の船艇・航空機等を効率的かつ効果的に運用することによって、監視取締り体制の強化を図るとともに、関係機関とも密接に連携・協力し、今後とも国民の期待に応えるべく、海上犯罪の監視取締りに万全を期していく所存です。

《法令別送致件数の推移（平成17年）》



《法令別構成比（平成17年）》



1 海事関係法令違反の取締り状況

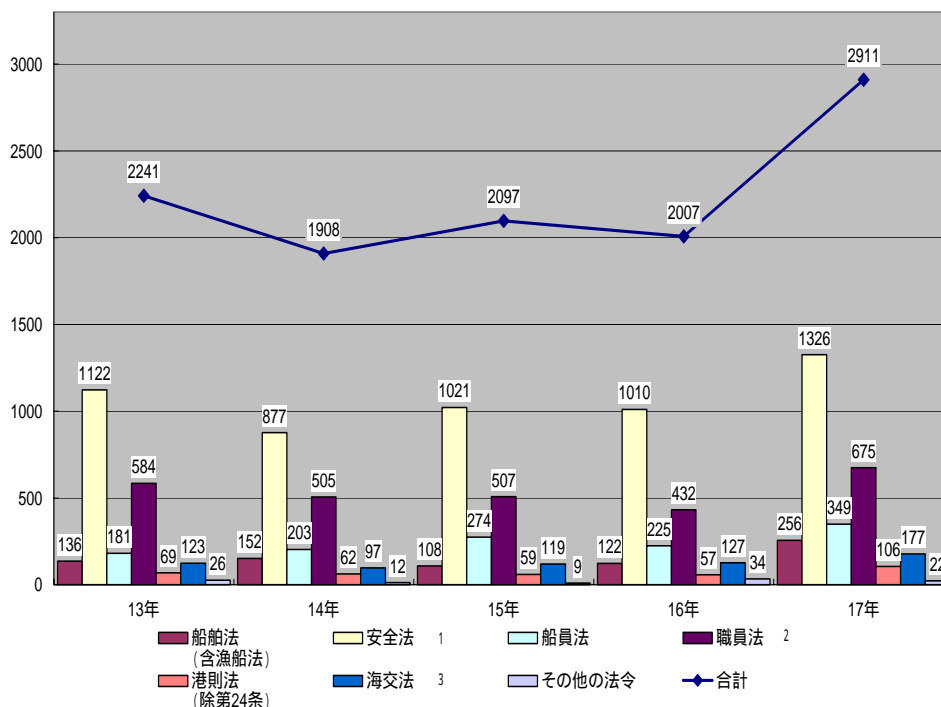
平成17年の海事関係法令違反の送致件数は2,911件(前年2,007件)で、前年と比較し904件(約45%)の増加となりました。

罪種別では、船舶検査不受検運航、定員の超過や過積載の禁止等を規定する船舶安全法違反の送致件数が1,326件で全体の約46%を占めており、次いで無資格運航の禁止等を規定する船舶職員及び小型船舶操縦者法関係違反が675件で全体の約23%を占めています。なお、小型船舶操縦者の遵守事項違反については、19件の違反を確認しております。

平成17年においては、人為的原因による海難が後を絶たない状況に鑑み、船舶の安全運航を阻害するおそれのある違反に重点をおいて取締りを強化した結果、前年と比較して送致件数の増加に繋がったと見ており、実際に海上交通ふく轄海域における内航貨物船舶による航行区域外運航や、海水浴場での水上オートバイによる無免許運転等、一步間違えれば人命にかかわる事故にも発展する悪質な事件の実態が明らかになっています。

海上保安庁では、今後も、悪質な海事関係法令違反に対する厳正な監視取締りを実施するとともに、船舶の安全運航やマリナーの健全な育成を図るため、海事関係法令の遵守について、現場における指導・取締りを徹底することとしています。

《海事関係法令違反の法令別送致件数の状況》

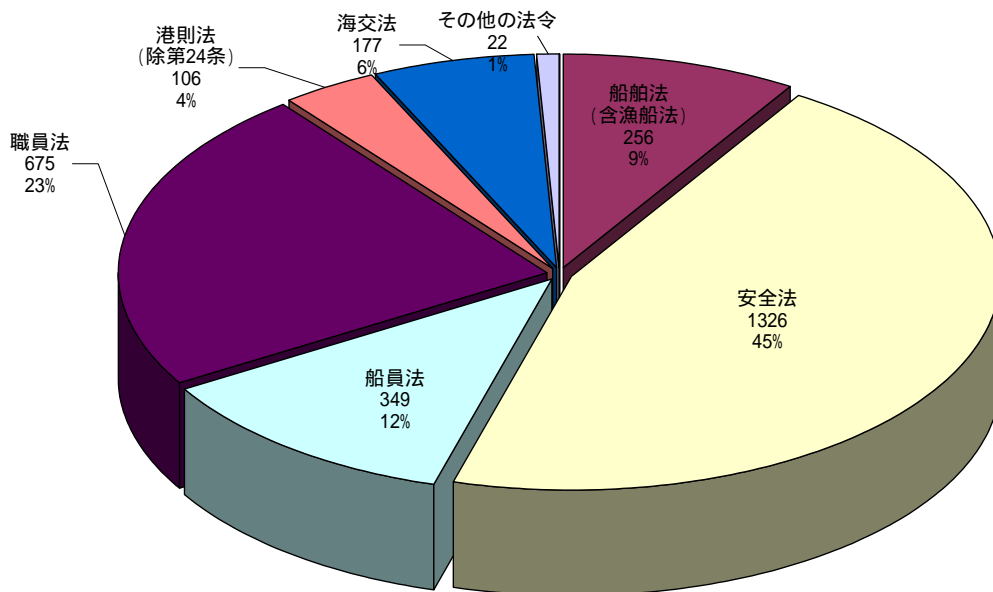


1 「安全法」とは「船舶安全法」のことをいう。

2 「職員法」とは「船舶職員及び小型船舶操縦者法」のことをいう。

3 「海交法」とは「海上交通安全法」のことをいう。

《海事関係法令違反の法令別構成比（平成17年）》



【平成17年の主な事件】

紀伊水道南方海域における集団航行区域外運航で検挙（神戸海上保安部）

平成17年8月、紀伊水道南方沖合において、かねてから情報のあった貨物船による航行区域外運航に対し、巡視船及び同船搭載のヘリコプターの機動力を活用した集中取締りにより、貨物船3隻による航行区域外運航を現認し船舶安全法違反で検挙しました。

御前崎港西ふ頭等における水上オートバイ集団不法運航で検挙(御前崎海上保安署)

平成17年8月、水上オートバイに対する安全指導取締りを実施した結果、無資格運航、航海用具等の陸揚げに伴う臨時検査未受検運航等の水上オートバイ5隻を船舶職員及び小型船舶操縦者法違反及び船舶安全法違反で検挙しました。

2 刑法犯の取締り状況

平成17年の刑法犯の送致件数は1,119件（前年1,014件）で、前年と比較し102件（約10%）の増加となりました。

罪種別では、衝突、乗揚げ等の往来を妨害する罪（業務上過失往来危険等）が907件（刑法犯全体の約81%、前年より104件増）次いで過失傷害の罪（業務上過失致死傷等）が146件（刑法犯全体の約13%、前年より7件増）と船舶運航上の過失に起因するものが全体の約9割を占めており、こ



の他に殺人傷害等の罪などで**66件**の刑法犯を送致しております。

また、平成17年には衝突逃走事件、いわゆる「あて逃げ」が**29件**(前年42件)発生しております。あて逃げは、衝突相手船が転覆・沈没したり、乗組員が死亡するケースも多く、遭難者を救助することなく現場から立ち去るといった極めて悪質な事案であり、一旦逃走されればそのまま我が国の法律が及ばない領海外へ逃走されるおそれもあるため、情報入手後直ちに巡視船艇・航空機を緊急配備するほか、遺留塗膜を分析する等して、逃走船舶の割り出しにあたっております。(「遺留塗膜」の分析については頁7参照)

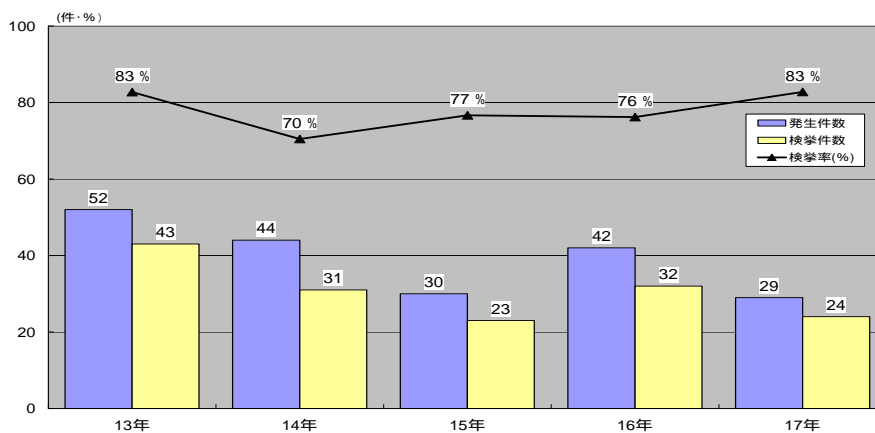
平成17年は29件の当て逃げ事件のうち**24件**の対象船舶を検挙(検挙率約83%)しております。この中には、平成17年9月28日、北海道根室市沖合いの公海上において発生した、根室市花咲港向け帰港中のさんま漁船とイスラエル船籍のコンテナ船の衝突事件も含まれています。

海上保安庁は、今後も、船舶運航上の過失事件のほか、殺人、傷害、放火及び窃盗といった生命や財産に直接影響を与える悪質な刑法犯罪に的確に対応できるよう、現場鑑識などの捜査体制を充実強化していくこととしています。

《刑法犯の法令別送致件数の状況》

	第5章 公務執行妨害	第9章 放火及び失火の罪	第11章 往來を妨害する罪	第17章 文書偽造の罪	第26章 第27章 殺人傷害等の罪	第28章 過失傷害の罪	第36章 窃盗及び強盗の罪	その他の章の罪	合計
13年	3	9	1,145	4	36	140	17	9	1,360
14年	7	4	1,141	0	29	146	27	10	1,357
15年	0	11	963	0	18	140	8	20	1,160
16年	0	11	803	0	24	138	16	22	1,014
17年	0	8	907	6	29	146	6	17	1,119

《衝突逃走事件の発生・検挙件数及び検挙率の状況》



【平成17年の主な事件】

タンカー旭洋丸・ケミカルタンカー日光丸衝突死亡事件(尾鷲海上保安部)

平成17年7月、尾鷲市の南南東18海里において、ケミカルタンカー日光丸とタンカー旭洋丸が衝突し、衝突の衝撃により双方が炎上して、タンカー旭洋丸乗組員6名が死亡、1名が火傷を負う事故が発生しました。尾鷲海上保安部は、この事故当時、現場海域は濃霧が発生しており、両船の操船者を十分な見張りを怠っていたとして業務上過失致死傷等で送致しました。

大西洋の公海上を航行中の遠洋まぐろ延縄漁船船内にて殺人事件発生(東京海上保安部)

平成17年7月、大西洋の公海上を航行中の遠洋まぐろ延縄漁船船内で、中国人乗組員3名が台湾人乗組員1名を殺害する事件が発生しました。東京海上保安部は、同船が入港したスペイン領カナリア諸島ラスパルマスに捜査員を派遣して所要の捜査を実施したほか、当庁所属の航空機を派遣し、前記3名の身柄を引取るとともに我が国へ護送し、日本における刑事訴追を実現しました。

北海道根室沖の公海上でさんま漁船とイスラエル船籍の貨物船が衝突(根室海上保安部)

平成17年9月、北海道根室市沖合の公海上において、根室市花咲港向け帰港中のさんま漁船とイスラエル船籍の貨物船が衝突、さんま漁船は間もなく転覆し、乗組員1名が救助されたものの、7名は遺体で発見揚収されました。この事件ではイスラエルと相互に捜査共助を行って捜査にあたった結果、イスラエル船籍貨物船の二等航海士が同国裁判所に過失致死で起訴される一方、根室海上保安部は、さんま漁船の甲板長(死亡)を業務上過失致死傷で書類送致しました。

中国人乗組員を支払い用カード電磁的記録不正作出準備罪で逮捕(大阪海上保安監部)

平成17年6月、大阪海上保安監部は、関係機関と合同で大阪南港に入港した中国籍貨物船「T A I S H U N」から無許可で輸入された偽造クレジットカードの原板1,204枚(電磁的記録なし)を同船が着岸していた岸壁付近で発見、押収し、関与した同船中国人二等機関士及び操機長を支払い用カード電磁的記録不正作出準備罪で逮捕しました。

【遺留塗膜の分析】

船舶の衝突事故が発生した際、衝撃により双方の塗膜が剥がれ、相互に船体に付着します。

事件捜査においては、衝突の事実を物的証拠の面から立証するために残存した塗膜（遺留塗膜）や衝突した船舶から採取した塗膜を、科学的な手法を用いて分析し、これら塗膜が異なっているのか、同一なのか（異同識別）の鑑定結果を得て、これらを捜査資料として活用しています。

1 塗膜とは

塗装された塗料は乾燥し、硬い膜になります。この膜を塗膜（塗料の膜）といいます。

船舶の塗膜は、船舶の形状が多様多様であり、また、船ごとに塗装時期、方法等が異なるため、塗膜層に違いが生じ、船個々に特徴を持つに至ります。

2 塗料とは

樹脂成分、顔料成分及び溶剤から構成され（ ）溶剤は、塗装後に乾燥蒸発して、樹脂成分と顔料成分が残り塗膜となります。

樹脂：固まって膜となるもので、エポキシ樹脂・シリコン樹脂などがある。

顔料：色を付けるもので、硫酸バリウム・炭酸カルシウムなどがある。

溶剤：塗料を塗りやすくするもので、シンナー・アルコールなどがある。

3 鑑定の手順

(1) 外観検査

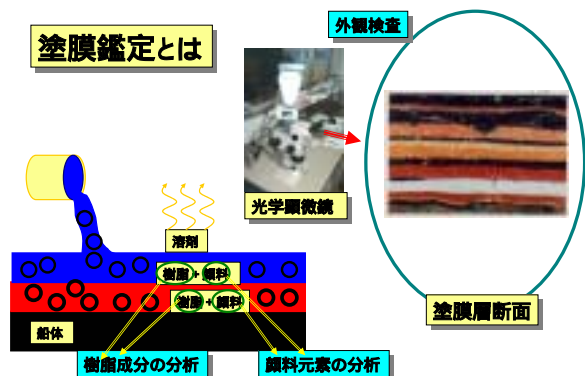
光学顕微鏡を用いて、塗膜の色、層構成、特徴などを確認します。

(2) 塗膜層の樹脂成分の分析

赤外分光光度計（塗膜に赤外線を照射し測定する装置）を用いて、塗膜の主な成分である樹脂成分の分析を行います。

(3) 塗膜の顔料元素の分析

元素分析装置付走査型電子顕微鏡（塗膜に電子線を照射し、検出したX線から元素を特定する装置）を用いて塗膜に含まれる顔料等の分析を行います。



【海上保安試験研究センター】

海上保安庁では、前述の北海道根室沖の公海上で発生したさんま漁船とイスラエル船籍の貨物船の衝突事件をはじめとして、遺留塗膜の鑑定を海上保安試験研究センター（東京都立川市）で行っています。

同センターでは、海上保安庁の業務で使用する機器や資材に関する試験研究や、海上における犯罪の科学捜査についての試験研究、並びに、これを応用する鑑定及び検査を行っています。



遺留塗膜の分析についての問い合わせ先
海上保安試験研究センター
管理課長 小柳
042-526-5630（直通）

3 海上環境関係法令違反の取締り状況

平成17年の海上環境関係法令違反の送致件数は**621件**（前年454件）で、前年と比較して167件（約37%）の増加となりました。

外国船舶に対する油等の不法排出事犯取締りについては、国際条約に基づき船舶の航行の利益に配慮した取締り（担保金の提供による早期釈放制度）を実施しており、その結果、20件について同制度を適用し、総額1,350万円の担保金の提供を受けました。



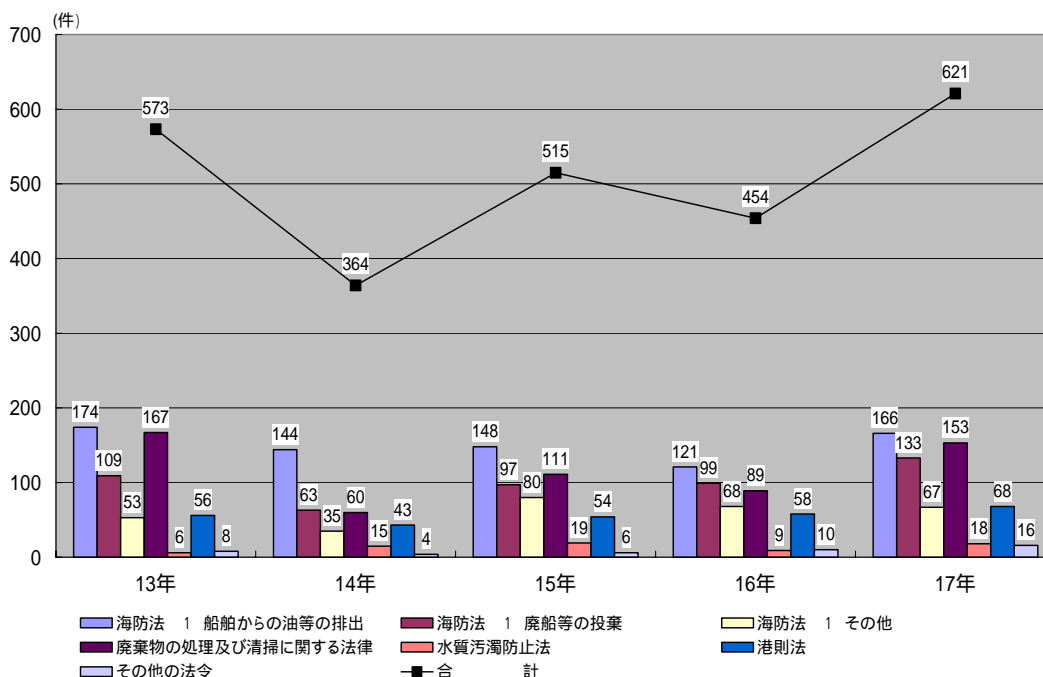
海上環境関係法令違反の送致件数の増加は近年の海洋環境保全意識の高まり等を受け、悪質潜在事犯の徹底的な取締りを実施した結果、その増加に繋がったものと考えています。

また、平成17年は大手鉄鋼企業による有害物質の違法排出事件を摘発する等企業の企業倫理が問われる事件が発生した年でもありました。

その他、我が国沿岸に放置される座礁船の問題等に対処するため、「油濁損害賠償保障法」の一部が改正され、「船舶油濁損害賠償保障法」として平成17年3月1日から施行されましたが、同年末までに同法に規定された保障契約情報の通報（入港前通報）を行わず入港した船舶について同法違反で送致しました。

海上保安庁では引き続き、関係機関や民間団体等との連携の拡大を図るとともに、集中的な取締りを実施する等により、海上環境関係法令違反に対する監視取締りを強化していくこととしています。

《海上環境関係法令違反の法令別送致件数の状況》



1 「海防法」とは、「海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律」のことをいう。

《担保金の提供による早期釈放制度の運用状況》

水域別	国籍別	合計	パナマ	ベトナム	シンガポール	ベリーズ	リベリア	セントビンセント	カンボジア	ロシア	中国	韓国	その他(台湾)
合計		20	3	2	1	1	1	1	3	2	3	2	1
領水		15	3	1	-	1	-	1	2	2	2	2	1
排他的経済水域		5	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	-

注 1 件数は、担保金(保証書提供分を除く。)又は保証書の提供件数を示す。

2 件数は、すべて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に係るものである。

3 領水とは、内水及び領海をいう。

【平成17年の主な事件】

福山市沖に建設廃材を不法投棄した船長等を逮捕（福山海上保安署）

平成17年3月、福山海上保安署は、漁業者から福山市沖の備後灘においてコンクリート片等により漁網が損傷したとの届出を受けたことから、捜査した結果、平成16年1月、2回にわたりコンクリート廃材等の建設廃材約1,230トンを投棄したとして押船(92トン)の船長等3名を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で逮捕しました。

廃油を不法投棄したセントビンセント籍貨物船を検挙（和歌山海上保安部）

平成17年6月、関西空港海上保安航空基地の航空機が紀伊水道において、油を排出しながら航行しているセントビンセント籍貨物船を発見しました。和歌山海上保安部は、同船を和歌山港に入港させて捜査した結果、四等機関士が機関室に溜った廃油を故意に排出したことが判明し、同人を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙しました。

シアン化合物等の汚水を排出した大手鉄鋼企業を検挙（千葉海上保安部）

平成17年10月、千葉海上保安部は、千葉港内に高アルカリ水と有害物質であるシアン化合物を含む汚水を排出した JFE スチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)の当時の製鉄部長等4名と同社を水質汚濁防止法違反で検挙しました。

また、この事件の摘発・捜査を受け、同社は再発防止策を講じることとなり、海上保安庁の活動が海洋環境の保全措置を促すことにつながりました。

4 漁業関係法令違反（外国人に係るものを除く。）の取締り状況

平成17年の漁業関係法令違反（外国人に係るものを除く。）の送致件数は前年と比較し、1,471件（前年1,241件）で、前年と比較し230件の増加となりました。

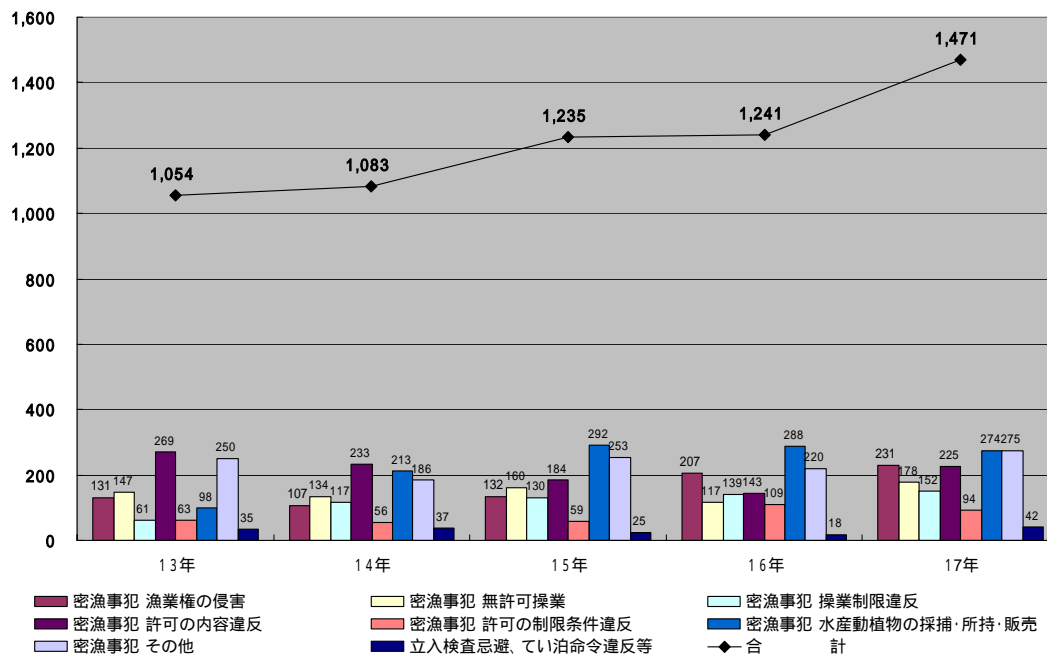


平成17年においては、引き続き無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる密漁事犯の摘発に力点を置いた結果、平成17年6月に浦河海上保安署において摘発した、13.5トン（時価6,800万円相当）にも及ぶ毛がに等の密漁事犯をはじめとする大規模な密漁事犯を多数摘発し、暴力団関係者による密漁事犯4件（前年4件）を含む 1,429件（漁業関係法令違反の約97%、前年比216件の増加）を送致しました。

密漁事犯は、放置すれば漁業資源の枯渇による食生活への影響という問題にとどまらず、暴力団への資金供給等につながり、国民の安寧な生活に対する脅威となっていることから、情報収集の強化により潜在的な悪質密漁事犯の掘り起こしに努めるとともに、関係機関との協力を強化すること等により、厳正な取締りを実施してきたところです。

海上保安庁では、今後とも、地域住民の生活に直接悪影響を与える悪質な密漁事犯の取締りを積極的に実施し、背後にある犯罪組織の撲滅と事犯の根絶を図ることで、地域の期待に応えていくこととしています。

《漁業関係法令違反の法令別送致件数の状況》



		13年	14年	15年	16年	17年
密漁事犯	小計	1,019	1,046	1,210	1,223	1,429
	漁業権の侵害	131	107	132	207	231
	無許可操業	147	134	160	117	178
	操業制限違反	61	117	130	139	152
	許可の内容違反	269	233	184	143	225
	許可の制限条件違反	63	56	59	109	94
	水産動植物の採捕・所持・販売	98	213	292	288	274
	その他	250	186	253	220	275
立入検査忌避、てい泊命令違反等		35	37	25	18	42
合 計		1,054	1,083	1,235	1,241	1,471

【平成17年の主な事件】

暴力団が関与した潜水器密漁事犯を逮捕（広島海上保安部）

平成17年4月、広島海上保安部は、かねてから潜水器密漁の内偵捜査を行っていたところ、広島県呉市沖合で、広島県知事の許可を受けずに、潜水器を使用して密漁をしていた該船を発見し、直ちに取押え、元指定暴力団組員1名を含む9名を、広島県漁業調整規則違反で逮捕しました。

レジャーを装った密漁事犯を検挙（小樽海上保安部）

小樽海上保安部は、平成17年6月下旬から密漁事犯の取締りを集中的に実施した結果、同年9月までに法令により禁止された道具等を使用して、うに・あわび・なまこを採捕していた9名を北海道海面漁業調整規則違反等の26件の容疑で検挙しました。これらはレジャーを装い、密漁を行っていたものです。

毛がにの大規模密漁を連続して摘発（浦河海上保安署）

平成17年7月、浦河海上保安署は、漁船の船長他乗組員1名を北海道海面漁業調整規則違反で逮捕しました。その後の捜査により密漁した毛がには3.8トンにものぼることを特定しました。同署では同年6月の13.5トンに続く大規模な毛がに密漁事件の連続摘発となりました。

5 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

平成17年の外国人漁業関係法令違反の送致件数は14件（前年5件）で、前年と比較して9件増加しました。

我が国の領海内及び排他的経済水域内では、我が国の操業許可を受けていない外国漁船の徘徊及び外国漁船によるものと思われる違法漁具の設置が数多く確認されており、外国人漁業関係法令に違反した潜在的な不法操業は依然として高い水準にあるものと考えられます。



海上保安庁が平成17年に検挙した外国漁船の検挙事案の特徴としては、巡視船と航空機による機動力を活かした効果的な連携取締りにより、新潟県村上市沖の領海内を徘徊する2隻の韓国あなごかご漁船を直ちに取押え、急襲し船長2名を検挙した領海内における侵犯操業事件や、長崎県対馬沖約50kmの我が国の排他的経済水域内において徘徊していた韓国漁船が、立入検査を忌避して逃走を図り、巡視艇による強行接舷を敢行し移乗した海上保安官を乗せたまま停船せず逃走を続け、当庁からの通報を受けた韓国海洋警察庁の警備艇とともに該船を捕捉し、同船の船長を検挙するといった悪質な立入検査忌避事件も発生しています。

その他の韓国漁船及び台湾漁船に係るものについても、いずれも我が国の領海内における侵犯操業や排他的経済水域内における無許可操業等を行ったものですが、これらの漁船は違反発覚後、巡視船艇の停船命令を無視して現場から逃走を図り、巡視船艇・航空機による追跡の末に捕捉・検挙されるという悪質なものでした。

我が国の排他的経済水域内で無許可操業等を行った合計8件について担保金の提供による早期釈放制度を適用しており、提供を受けた担保金の合計額は1,829万5千円となっております。

海上保安庁としては、こうした外国漁船による領海内又は排他的経済水域内における密漁事犯を根絶するため、引き続き情報収集・監視捕捉体制の強化等を図るとともに、関係機関と連携して、厳正な取締りを行っていくこととしています。

《外国漁船の国籍別送致件数の状況》

年別	ロシア				(台湾)				中国				韓国				その他				合計			
	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	小計	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	小計	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	小計	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	小計	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	小計	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	漁業法 (立入検査忌避)	小計
13年	0	0	0	0	0	2	1	3	4	0	0	4	5	0	2	7	0	0	0	0	9	2	3	14
14年	2	2	0	4	1	2	0	3	0	0	0	0	6	0	3	9	0	0	0	0	9	4	3	16
15年	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	3	1	1	5	0	0	1	1	3	3	2	8
16年	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	2	1	4	0	5
17年	1	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	5	3	3	11	0	0	0	0	7	3	0	10

【平成17年の主な事件】

金華山沖で韓国漁船2隻の船長を逮捕（塩釜海上保安部）

平成17年2月、地元漁業者からの情報をもとに仙台航空基地の航空機が、宮城県金華山沖合の我が国の排他的経済水域内で、操業中の韓国あなご漁船2隻を発見しました。塩釜海上保安部所属の巡視船艇が、直ちに現場に向かって立入検査を行い、両船船長をEZ漁業法違反で逮捕しました。

新潟県村上市沖で韓国漁船2隻の船長を逮捕（新潟海上保安部）

平成17年4月、新潟保安部の巡視船艇及び新潟航空基地の航空機が連携して、新潟県村上市沖合を徘徊する2隻の韓国あなごかご漁船を発見し、直ちに立入検査を実施した結果、我が国領海内での操業を特定し、両船船長を外国人漁業の規制に関する法律違反で逮捕しました。

対馬沖で韓国漁船を立入検査忌避により検挙（対馬海上保安部）

平成17年5月、対馬海上保安部の巡視艇が長崎県対馬沖約50kmの我が国の排他的経済水域内において徘徊していた韓国漁船を認めましたが、該船は立入検査を忌避し逃走を図ったことから巡視艇による強行接舷を敢行し海上保安官を移乗させました。しかし、同船は停船せず逃走を続け、当庁からの通報を受けた韓国海洋警察庁の警備艇とともに該船を捕捉し、6月2日、同船船長を漁業法違反で検挙しました。

「EZ漁業法」とは「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」のことをいう。

6 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

平成17年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は**11件**（前年21件）で、前年と比較し10件減少しました。

従来から薬物・銃器の密輸事犯においてはロシア籍船又はロシア人船員が関与した事犯数が、全体の多くを占めていましたが、平成17年においては、全体の約9割とさらに高い関与率を記録し、ロシア籍船又はロシア人乗組員による薬物・銃器事犯は、非常に深刻な情勢にあります。

海上保安庁では、今後も、組織的・計画的に行われ、益々巧妙化する薬物・銃器の密輸事犯を水際で阻止すべく、巡視船艇・航空機を効果的に運用しながら、国内外の関係機関との情報収集・連携協力体制を強化し、積極的な監視・取締りを実施していきます。



《薬物・銃器関係法令違反の送致件数の状況》

区分	年別	13年	14年	15年	16年	17年
薬物関係法令違反		12	4	7	13	7
銃器関係法令違反		2	2	1	8	4
合計		14	6	8	21	11

【平成17年の主な事件】

空気銃を隠匿所持していたロシア人乗組員を逮捕（玉野海上保安部）

平成17年2月、玉野海上保安部は、関係機関と合同で岡山県玉野市宇野港に入港したカンボジア籍貨物船「T A I S」（総トン数2,679トン、ロシア人11名乗組み）の立入検査を実施中、ロシア人三等機関士居室及び同人身体に隠匿所持していた空気銃1丁及び金属製弾丸多数を発見、押収し、同人を銃砲刀剣類所持等取締法違反で逮捕しました。

船内で麻薬を所持していた北朝鮮籍貨物船乗組員を逮捕（舞鶴海上保安部）

平成17年9月、舞鶴海上保安部は、関係機関と合同で舞鶴港に入港した北朝鮮籍貨物船「N A M P O」（総トン数398トン、北朝鮮人15名乗組み）の立入検査を実施中、同船機関長室机上引き出し内から封筒に入った薬物様のものを発見し、鑑定の結果、麻薬であることが判明したことから、同船機関長を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。

船内で大麻を所持していたロシア人乗組員を逮捕（紋別海上保安部）

平成17年10月、紋別海上保安部は、関係機関と合同で紋別港に入港したカンボジア籍貨物船「T R I N I T Y Y」（総トン数186トン、ロシア人14名乗組み）の立入検査を実施しようとしたところ、同船甲板員が岸壁上にビニール袋を投棄、同袋内から大麻様のものを発見、押収し、関与した同船甲板員及び船長を大麻取締法違反で逮捕しました。

7 出入国関係法令違反の取締り状況

平成17年の出入国関係法令違反の送致件数は**15件**（前年33件）で、前年と比較し18件減少しました。

平成17年の密航事件の特徴としては、過去多発した仕立船によるものや隠し部屋に大量の密航者を隠匿するといった事件の摘発は無く、小口化の傾向が依然として継続していることが挙げられます。

また、平成17年には、中国人乗組員が偽造船員手帳を所持し、日本に不法入国した事件や、我が国に不法滞在している外国人が、ブローカーの手引き等で不法出国を企てる事件が発生しています。

海上保安庁では、今後も、不法出入国事犯を水際で阻止すべく、巡視船艇・航空機を効果的に運用しながら、国内外の関係機関との情報収集や連携協力体制を強化し、積極的な監視・取締りを実施していきます。



船内で発見直後の密航者

《出入国関係法令違反の送致件数の状況》

種別 \ 年別	13年	14年	15年	16年	17年
不法出国	0	3	2	20	1
不法入国	248	36	26	6	10
不法上陸	0	2	3	3	0
その他	28	10	13	4	4
合計	276	51	44	33	15

【平成17年の主な事件】

中国人集団密航者2名とこれに関与した中国人乗組員1名を逮捕（横浜海上保安部）

平成17年1月、四日市港において、中国大連仕出しのパナマ籍コンテナ船「SITC DALIAN」から陸揚げされたコンテナに潜伏し不法入国した中国人密航者5名を警察が逮捕しました。

同船は既に横浜港に向け四日市港を出港していたため、同日、横浜海上保安部が、横浜港に入港した同船を船内検索したところ、さらに同船船倉内に潜伏していた中国人密航者2名を発見、不法入国容疑で逮捕するとともに、これに関与した中国人乗組員1名を逮捕しました。

不法出国企図者を幫助したとして、韓国人乗組員1名を逮捕（下関海上保安署）

平成17年4月、下関港を出港予定の韓国籍フェリー「SEONG HEE」で、不法出国を図ろうとしていた韓国人5名を下関警察署が逮捕しました。さらに下関海上保安署は、2日後、同船に対し、乗組員の関与について調査したところ、同船の韓国人乗組員1名の関与が明らかになり、同人を不法出国企図幫助容疑で逮捕しました。

その後、日韓の捜査機関が協力し、日韓両国を跨いで暗躍する密航斡旋組織を壊滅させるに至りました。

偽造船員手帳等を所持して不法入国した中国人乗組員7名を逮捕（玉野海上保安部）

平成17年10月、玉野海上保安部は、岡山県東備港に入港したツバル籍貨物船「SOPHIE」の立入検査を実施したところ、10名中7名の中国人乗組員の船員手帳に偽造等の疑いを認めたことから、7名を出入国管理及び難民認定法違反（不法入国）容疑で検挙し、うち6名は偽造有印私文書行使容疑でも検挙しました。

8 その他の法令違反の取締り状況

平成17年のその他の法令違反については、不法無線局の開設等の電波法違反39件、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律違反17件をはじめとする94件を送致しました。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に関する取締り状況等の詳細については、平成18年1月6日発表の「国際船舶・港湾保安法に基づく入港に係る規制の実施状況について」を参照して下さい。